

請願 第3号

受付 令和2年 2月20日

付託 令和2年 3月 2日

取手市議会だより「ひびき」紙媒体存続を求める請願

紹介議員 関戸 勇

・請願趣旨

令和2年1月15日発行の取手市議会だより「ひびき」を見て驚きを隠し得ません。紙による発行を取りやめ、Web版にされるとのこと。確かにICT(インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー=情報通信技術)化は時代の趨勢でしょう。されど、ICTは合理性の代償として膨大な情報弱者を生みだしていることは紛れもない事実です。また、時代がICTへと進む裏には高齢化社会という力学が働いていることも無視できません。労働人口の不足を補うという現実がそうさせているからです。確かに私企業にあつては自らの商品やサービスを売るためにターゲットを絞り込み、そこに情報を的確に送るにはICTは合理的でしょう。何故ならターゲットには初めから情報弱者は含まれていないからです。むしろ切り捨ててこそ合理的だからです。

翻って地方公共団体にあつてはすべての住民がターゲットです。一人たりとも情報弱者を生んではならないのです。それが「市議会だより」ならなおさらのことです。言うまでもなく市議会は市民に開かれてこそ存在意義があります。市民もまた市政に参加する権利と義務を有します。であるならば、市議会が例え市民の一部であれ、知る権利を奪う行為は許されるものではありません。

高齢化社会と市政の視点から述べます。私たちは得てして高齢者を福祉や医療、バリアフリーなど“護る”視点でとらえています。それも大切なことですが、社会参加の道を保障することこそ最も重要といえます。高齢者も市民であり、主権者であり、知る権利を持っているからです。取手市の2019年における高齢化率は33.8%にも上り、全国の28.1%を大きく上回っています。18歳以上の有権者に限れば半数近くに及ぶものと思われまふ。ICTで生じる情報弱者が高齢者としたならば、取手市議会だより「ひびき」のWeb化は暴挙とのそしりは免れないでしょう。

取手市には誇るべき「取手市議会基本条例」があります。その前文、目的、基本理念からも、取手市議会だより「ひびき」の紙媒体の廃止はとどまるべきと存じます。

議員各位の賢明なる判断を願ってやみません。

・請願事項

1. 取手市議会だより「ひびき」紙媒体を存続すること

以上、地方自治法第124条の規定により請願します。

令和2年 2月20日

請願者代表

住所 取手市白山1-8-5

氏名 神原 禮二

取手市議会議長 齋藤 久代 殿